ANDERSON MÖRI & TOMOTSUNE

2015年8月10日

AMT CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

外国投資家による新三板登録(予定)企業への投資について 中国弁護士 屠 錦寧/弁護士 横井 傑

Ⅱ 中国法令アップデート

- 最高人民法院による上海市高級人民法院等の中国国際経済貿易仲裁委員会及びその原 分会等の仲裁機関が行った仲裁判断の司法審査事件に関わる照会事項に関する回答
- 最高人民法院による判決・裁定執行拒絶刑事事件の審理における法適用の若干問題に関 する解釈
- 最高人民法院による「最高人民法院被執行者の高額消費の制限に関する若干規定」の改 正に関する決定
- 文化部による中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自 由貿易試験区の文化市場管理政策の実施に関する通知
- 文化部による内外資企業のゲーム・娯楽装置の生産及び販売業務の許可に関する通知
- インターネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見
- インターネット保険業務監督管理暫定弁法

Ⅲ 台湾法令アップデート

• 公平取引法施行細則

Ⅳ 中国万感

~最近の株投資ブーム~ 北京オフィス顧問 李 加弟

I 中国相談室

中国弁護士 屠 錦寧 弁護士 横井 傑

外国投資家による新三板登録(予定)企業への投資について

Q:日本のメーカーである当社は、中国の同業会社 A 社への投資を検討していたところ、A 社から近いうちに中国新三板に店頭登録する予定であることを告げられました。そこで、(i) 新三板の概要と(ii) A 社の新三板への店頭登録が当社の投資のタイミングに影響するか否かについて教えてください。

Α:

1. 新三板市場の概要

全国中小企業株式譲渡システム(通称:新三板)は、2013 年から本格的に発足した全国規模の証券取引市場です。中国政府は資本市場の多層化を進めており、全国中小企業株式譲渡システムは、上海証券取引所・深セン証券取引所のメインボード及び中小企業ボード(一板)、深セン証券取引所の創業ボード(二板)に続いて、より若い中小企業向けの第三層に位置付けられることから三板と呼ばれています。かつては北京中関村所在のハイテク企業のみを対象としていましたが、2013 年以降は対象を全国の企業に拡大し、新三板と呼ばれるようになりました。新三板は、毎年順調に発展を続けており、2014 年度の取引金額は 130.36 億人民元(約 2600 億円)、登録企業数は 3132 社(2015 年 8 月 10 日時点)に達しております。

新三板で認められている取引方法には、(i)相対取引方式、(ii)マーケットメイク方式及び(iii)オークション方式の3種類があります(オークション方式は現時点でまだ稼働しておりません)。この中でも、マーケットメイカー(証券会社)が売り気配と買い気配を提示し、相対取引等で売買を成立させる(ii)マーケットメイク方式は特に注目されており、この導入により新三板における流動性が高まり、各企業の新三板への店頭登録が加速したと言われています。

2. 外資企業による店頭登録の可否

外国企業は、新三板での店頭登録を認められておりません。一方で、国内企業については出資の構成(外資比率)に関する制限がないことから、外国企業が出資する外商投資株式会社であっても新三板で店頭登録することが認められます。現に展唐通訊科技(上海)股份有限公司、南京旭建新型建築材料股份有限公司等といった外商投資株式会社が新三板で店頭登録しております。

3. 外国企業による新三板・店頭登録会社への投資の資格要件

新三板で店頭登録企業の株式を売買できる投資家は、新三板の投資家の適切性管理規定を満たす投資家(以下「適格投資家」といいます。)に限られます。新三板に店頭登録された企業が株主・第三者割当により発行した新株を引き受けられる者は、既存株主、登録企業の役員・中核従業員、適格投資家に限られます。

適格投資家といえるためには、原則は登録資本金の金額要件(500 万人民元を超えること)等が

ありますが、外国投資家については、適格海外機関投資家(QFII)、人民元適格海外機関投資家 (RQFII) 又は戦略投資の要件を満たす者である必要があり、様々な要件を充たし当局から認可を受ける必要があるため、ハードルが高くなっております(ほとんどが金融機関や投資会社)。したがって、既に新三板に店頭登録された会社に対して新規に投資することは困難が伴うといえます。

一方で、新三板への店頭登録時に既に株主となっている外国会社(既存外国株主)は、適格投資家に該当しなくとも新三板において対象会社の株式を売買したり、登録後の割当増資を引き受けることができます。

したがって、外国企業である貴社は、A 社が新三板に店頭登録される前に投資をする必要があります。

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若 林 耕

北京オフィス顧問 李 彬

弁護士 濱本 浩平

上海オフィス顧問 繆 媛媛

弁護士 横 井 傑

上海オフィス顧問 鄧 翌雲

弁護士 唐沢 晃平

最新中国法令の解説

<仲裁>

最高人民法院による上海市高級人民法院等の中国国際経済貿易仲裁委員会及びその原分会等の仲裁機関が行った仲裁判断の司法審査事件に関わる照会事項に関する回答

[ポイント] 中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)とかつてその分会だった上海国際経済貿易仲裁委員会(現 SHIAC、IB CIETAC 上海分会)、華南国際経済貿易仲裁委員会(現 SCIA、IB CIETAC 華南分会)との間には、両分会が独自の仲裁規則・仲裁人名簿を作成し、これに対して CIETAC 本部が両分会の事件取扱権限を取り消す声明を出す等、両分会(及びその名称変更後の SHIAC・SCIA)の仲裁事件の受理権限や、その仲裁判断の執行の可否について疑義が生じていた(*)。本司法解釈によると、「中国国際経済貿易仲裁委員会●●分会」(●●は上海又は華南)を仲裁機関と指定する仲裁合意に基づき今後仲裁を提起する場合は、①仲裁合意を旧上海分会・旧華南分会の名称変更前に締結している場合は、SHIAC・SCIA へ、②仲裁合意を名称変更後に締結している場合は CIETAC へ仲裁を提起すべきとされている。「分会」を仲裁機関と指定する仲裁条項について今後の取扱いを明確にするもので、実務上重要な意義を有する。

*従前の経緯については本ニュースレター<u>2012 年 9 月 4 日号</u>、<u>2013 年 1 月 17 日号</u>、同年 <u>7</u> 月 1 日号「CIETAC における仁義なき戦い」を参照されたい。

2015年7月15日公布、2015年7月17日施行(法釈[2015]15号)

[原文] <u>最高人民法院关于对上海市高级人民法院等就涉及中国国际经济贸易仲裁委员会及</u> 其原分会等仲裁机构所作仲裁裁决司法审查案件请示问题的批复

<執行(民事·刑事)>

最高人民法院による判決・裁定執行拒絶刑事事件の審理における法適用の若干問題に関する 解釈

[ポイント] 判決・裁定を履行する能力があるにも拘わらず履行しない場合で、情状が悪質なときに成立する刑法上の判決・裁定執行拒絶罪について、その構成要件である「情状が悪質なとき」の解釈や、同罪につき刑事訴訟法上の私訴を行うための要件について規定する司法解釈である。2015年7月20日公布、2015年7月22日施行(法釈[2015]16号)

[原文] 最高人民法院关于审理拒不执行判决、裁定刑事案件适用法律若干问题的解释

<執行(民事)>

最高人民法院による「最高人民法院被執行者の高額消費の制限に関する若干規定」の改正に 関する決定

[ポイント] 執行段階において債務の履行をしない債務者に対し、消費活動の制限を行うことで弁済を促す制度を規定する司法解釈が修正された。主要な修正点は以下の通りである。①制限される行為に、新たに高速鉄道(全席種)及び他の鉄道(動車)の一等席以上の利用が追加された。②債務者が法人の場合、高額消費が制限されうる対象が法定代表者、主要責任者、債務の履

行に影響を与える直接の責任者に加え、債務者の実質支配者が追加された。③信用喪失被執行者名簿に登載された者について、裁判所が消費制限措置をとるべきことが規定された。 2015年7月20日公布、2015年7月22日施行(法釈[2015]17号)

[原文] <u>最高人民法院关于修改《最高人民法院关于限制被执行人高消费的若干规定》的决定</u>

<試験区における外資による娯楽施設等の運営>

文化部による中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区の文化市場管理政策の実施に関する通知

[ポイント] 文化部による本通知は、各試験区において、外資による演出管理機構、演出場所運営企業、更には娯楽場所の運営企業の設立を許可するものであり、あわせてその設立手続等を規定するものである。

2015年6月12日公布(文市函[2015]490号)

[原文] <u>文化部关于实施中国(广东)自由贸易试验区、中国(天津)自由贸易试验区、中</u>国(福建)自由贸易试验区文化市场管理政策的通知

<中国全国でゲーム機の生産・販売の解禁>

文化部による内外資企業のゲーム・娯楽装置の生産及び販売業務の許可に関する通知

[ポイント] 本通知は、これまで上海自由貿易試験区等の一部でのみ認められていた中国内向けのゲーム機の生産・販売について、中国全土に解禁するものである。ゲーム機の生産・販売を行おうとする企業は、同通知添付の「ゲーム機設備内容審査管理弁法」に従い、許可を取得しなければならないとされている。

2015年6月24日公布(文市函[2015]576号)

[原文] 文化部关于允许内外资企业从事游戏游艺设备生产和销售的通知

<インターネット金融>

インターネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見

[ポイント] 本指導意見は、人民銀行を筆頭とする政府各部門の連名で制定されたものであり、「一、創新の奨励、インターネット金融の着実な発展の支持」、「二、指導の分類、インターネット金融の監督管理責任の明確化」、「三、制度の健全化、インターネット金融市場秩序の規範化」の3章からなる。インターネット金融全般(インターネット決済、インターネット貸付、株式型クラウドファンディング、ファンドのインターネット販売、インターネット保険、インターネット信託、インターネット消費者金融等)に関して規定が置かれており、インターネット金融の基本法ともいうべき内容となっている。近年の中国において急速に発達しているインターネット金融に対して政府が定めた総合的な規定としては本指導意見が初めてのものであり、今後の実務に与える影響が注目される。

2015年7月18日公布(銀発[2015]221号)

[原文] 关于促进互联网金融健康发展的指导意见

<インターネット保険>

インターネット保険業務監督管理暫定弁法

[ポイント] 本弁法は、インターネット保険業務の経営に関する基本原則を明確化するものであり、第三者インターネットプラットフォームを用いて保険業務を営む場合の当該プラットフォームの資格要件や、インターネット保険業務の地理的経営範囲等につき、初めて規定が置かれている点が注目される。近年、中国ではインターネット保険業務を営む保険会社が急増している一方で、全国の各省、直轄市、自治区に分公司を設立せずにインターネット保険業務に従事する行為は厳密には違法といわざるをえない状態にあったが、本弁法の制定により、分公司を設立していない省、直轄市、自治区においても条件を満たせば適法にインターネット保険業務に従事することが可能とされた。上記「インターネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見」と併せて、インターネット保険実務に与える影響が注目される。

2015 年 7 月 22 日公布、2015 年 10 月 1 日施行、施行期限 3 年(保監発[2015]69 号) [原文] 互联网保险业务监管暂行办法

- ※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>
- **◆【**上海自由貿易試験区関連法令一覧】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕台湾弁護士 呉 曉青

最新台湾法令の解説

<独禁規制>

「公平取引法施行細則」の改正

[ポイント]今年2月に改正された公平取引法に合わせて、同法の施行に必要とする事項を定める「公平取引法施行細則」も改正された。今回の改正ポイントは、①企業結合における「支配及び従属関係」の定義の追加及び結合申告手続きの簡略化、②カルテル行為の適用除外許可期間の延長申請の場合における提出書類不備等の法的効果、③転売価格制限、差別待遇、廉売などの場合の正当な理由に関する判断基準の追加である。

特に、支配及び従属関係の定義について、i.他事業者の議決権付き発行済株式総数又は資本金の過半数を有すること、ii.他事業者の人事、財務又は業務経営に直接又は間接に支配力を有すること、iii.(a)他事業者の事業若しくは財産の全部若しくは一部を譲受若しくは賃借すること、又は(b)他事業者と経常的に共同経営を行い、若しくは他事業者に経営を委託されたことにより両事業者間に支配関係が存在すること、iv.親子会社・兄弟会社等関係者が他事業者の議決権付き発行済株式総数又は資本金の過半数を有すること、とされている。なお、業務執行株主若しくは取締役の半数以上が同様である場合、又は株主若しくは出資者の半数以上が同様である場合は、支配及び従属関係を有すると推定される。

(2015年7月2日公布、同日施行)

[原文]公平交易法施行細則



【最近の株投資ブーム】

北京オフィス顧問 李 加弟

今春のある日、「株の売買で大儲け!」とのメッセージが姉から送られてきた。メッセージなので、当然、姉の顔を見ることはできないが、嬉しそうな顔でこのメッセージを打っていることは簡単に想像できた。しかし、それからほんのわずかしか経ってない7月上旬には、「株が暴落しこの前儲けたお金は全部無くなった。そのうえ、元金の1/3も無くなった。」とのメッセージが姉から送られてきた。今度は、姉の「悔しい」顔が著者の頭に浮かんだ。

昨年末から今年にかけて、多くの中国国民が、著者の姉のように挙って株に投資をしてきた。町を歩いても、地下鉄に乗っても、株の話題で話がもちきりだった。「中国南車」という銘柄は、中国の国有企業改革の恩恵を受け、ごく短期間で株価が何倍にも急騰した。このため、「中国神車」とも呼ばれた。他にも、このように株価が急騰する銘柄が多数あった。

ところが、今年 6 月中旬に 7 年ぶりの高値を付けた上海総合株価指数は、同下旬から顕著な下落傾向に転じ、7 月上旬には 3 割以上に及ぶ暴落劇を演じ、世界の市場関係者を驚愕させた。これを受けた中国政府は、様々な措置を講じた。そのおかげもあって、市場の相場もようやく反発し、上昇に転じた。筆者がこの文章を書いている最中にも、姉から「損失したお金の大半が戻ってきた。」とのメッセージが送られてきた。

今後、中国の株式市場がどう動くかは予想できないが、姉の幸運を切に祈っている。加えて、姉を含めた新米投資家が株式投資を行う際の箴言として、中国の株式業界において最も有名なこの言葉を送りたい:「株はリスクが高いので、投資は慎重に行うべきである。」(股票有风险,投资需谨慎)。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。 お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(<u>akira.moriwaki@amt-law.com</u>)、中川 裕茂(<u>hiroshige.nakagawa@amt-law.com</u>)又は若林 耕(<u>ko.wakabayashi@amt-law.com</u>)までご 遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、 china-newsletter@amt-law2.com

までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者:

(東京オフィス) (北京オフィス) (上海オフィス)

森脇章中川裕茂森脇章中川裕茂横井傑濱本浩平若林耕李加弟繆媛媛楽楽李彬鄧翌雲

屠 錦寧 安 然

呉 暁青

CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

東京オフィス

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号

赤坂Kタワー

Tel: 03-6888-1000 (代表) Email: <u>inquiry@amt-law.com</u> URL: http://www.amt-law.com/

北京オフィス(日本安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処)

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5号

北京発展大厦 809 室 郵便番号 100004

Tel: +86-10-6590-9060(代表) Email: beijing@amt-law.com

シンガポールオフィス(Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza

Singapore 048619

Tel: +65-6645-1000(代表) Email: <u>singapore@amt-law.com</u>

ジャカルタデスク

(ルースディオノ・パートナーズ(Roosdiono & Partners)法律事務所内)

The Energy 32nd Floor, SCBD Lot 11A Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53 Jakarta 12190, Indonesia

Tel: +62-21-2978-3888(代表) Email: jakarta@amt-law.com

名古屋オフィス

〒450-0003

愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24番 20号

名古屋三井ビルディング新館 13 階 Tel: 052-533-4770(代表) Email: nagoya@amt-law.com

上海オフィス(日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処)

中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号

上海環球金融中心 40 階 郵便番号 200120

Tel: +86-21-6160-2311(代表) Email: shanghai@amt-law.com

ホーチミンオフィス(HCMC Office)

Kumho Asiana Plaza Saigon, Suite 609A 39 Le Duan Street, District 1

Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84-8-3822-0724(代表) Email: <u>vietnam@amt-law.com</u>